

調剤薬局 防災マニュアル
業務継続計画(BCP)

〇〇薬局

日付	内容	備考
令和4年4月1日	制定	
	改訂	
	改訂	
	改訂	
	改訂	
	改訂	
	改訂	
	改訂	
	改訂	
	改訂	

目次

序文

第1章 災害の種類

第2章 調剤薬局の被害想定と対策

第3章 関連施設・団体等連絡先

第4章 医薬品供給マニュアル

第5章 訓練の実施とマニュアルの改訂

別巻

薬局職員・関係者連絡網

薬剤師 活動別マニュアル

- ・ 自薬局
- ・ 医療救護所
- ・ 避難所
- ・ 医薬品集積所
- ・ 原子力災害避難中継所(対象の講習受講者に限る)

序文

目的

平時において、薬局は地域の医療・公衆衛生に寄与している。

大規模災害発生時においても同様に、平時と変わらず地域住民に対し、薬局機能をいち早く回復させ、医療提供を復旧し日常を取り戻さなくてはならない。そのため災害対策を講じることは必須である。

重要なことはマニュアルを作成したかどうかではなく、現に防災対策が為されているかどうかにかかっている。

全体像

- I. 平時の薬局の役割を確認する
 - 調剤
 - 一般用医薬品の販売
 - 医療機器・衛生材料等の販売
 - 食品・雑貨等の販売
 - (無料)検査の実施(指定の期間)
- II. 薬局ごとの独自の対策を行う
 - 薬局の設備や構造を点検する
 - 業務継続計画(BCP)を作成する
 - 不足している設備・物・人・契約などを補填する
 - 訓練を行い、上記3点の見直しを常に行う
- III. 大規模災害時(例:震度6弱以上など)においても役割を継続する
 - 発災から72時間の活動(他からの支援なし)
 - 発災から7日間の活動(支援が始まる)
 - その後の活動(復旧に向かう・自律する)
- IV. 薬局以外の地域医療救護活動を行う
 - 医療救護所
 - 避難所
 - 医薬品集積所
 - 避難中継所(原子力災害・受講者のみ)

第1章 災害の種類

天災

- 1 地震災害
 - 震災に伴う原子力災害
- 2 風水害
 - 台風・大雨・竜巻災害
 - 土砂災害
 - 雪害
- 3 火山災害
- 4 新型インフルエンザ等感染症災害

人災

- 1 テロ(爆発)災害
- 2 サイバーテロ災害

第2章 被害想定と対策

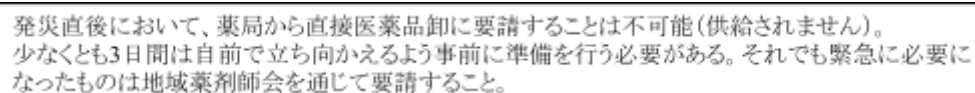
被害の種類	被害想定		講じるべき対策・代替案
建造物の破損	建造物崩壊・損壊		避難経路 耐創グローブ 臨時施設(災害用テント)
	窓ガラス破損		飛散防止ガラス 飛散防止シート
	ドアの損壊		複数の避難経路 ハンマー
	棚の転倒		転倒防止棒 転倒防止マット
【ライフライン】 停電	調剤	レセコン	クラウド型レセコン タブレット併用
		プリンタ	手書き処方箋(あらかじめ印刷) 手書き薬袋(あらかじめ印刷) チャック袋
		冷蔵庫	代用不可
		自動分包機	チャック袋 散薬の個包装の採用
		電灯	電池式ライト ・吊り下げ ・置き型 電池
	その他・生活	自動ドア	開放(季節に留意)
		PC等	ラップトップ型(USB-C:PD充電可能なもの) +モバイルバッテリー(高出力PD給電対応)
		エアコン	冬季:カセットガスヒーター 夏季:換気
		レジスター	電卓 スマホ決済
		通信・インターネット(LAN)	スマホ等(テザリング契約)
		通信・電話	スマホ等(SNS・IP電話) 連絡先一覧表(紙)
	調剤	水薬調整(加水)	ウォーターサーバー 保存水 単シロップ・蒸留水等
		手洗い	手指消毒 大判ウェットティッシュ(おしりふきシート)

	その他・生活		
		飲水	保存水・OS-1 ペットボトル飲料
		トイレ	大判ウェットティッシュ(おしりふきシート) 大人用おむつ 非常用簡易トイレ
		手洗い	大判ウェットティッシュ(おしりふきシート) 手指消毒(汚れは取れない)
		風呂(カギがかけられない場合は 薬局に泊まることもあり得る)	大判ウェットティッシュ(おしりふきシート)
交通	道路		う回路
	鉄道		勤務交代
食料品			保存水 経口補水液 災害自販機 保存食

第3章 関連施設・団体等連絡先

施設・組織等	緊急時電話番号	災害担当者名
滋賀県薬剤師会	050-6869-0204	総務班
守山野洲薬剤師会会長	050-6210-2886	飯田
守山野洲薬剤師会副会長・会計		五箇
守山野洲薬剤師会副会長		中島
災害薬事専門薬剤師		
災害担当理事	-----	
その他理事		
自治体		
守山市危機管理部	077-582-1119 090-3030-5600 kikikanri@city.moriyama.lg.jp	
野洲市危機管理課	077-587-6089 kikikanri@city.yasu.lg.jp	
関係団体等		
守山野洲医師会		
草津栗東守山野洲歯科医師会		
看護協会		
済生会滋賀病院		
草津総合病院		
県立総合病院		
済生会守山市民病院		
市立野洲病院		
卸売業者		
メディセオ滋賀支店		
アルフレッサ滋賀支店		
ケーエスケー滋賀支店		
スズケン大津支店		
東邦薬品滋賀営業部		

緊急用医薬品等の要請・供給フロー



発災直後において、薬局から直接医薬品卸に要請することは不可能(供給されません)。少なくとも3日間は自前で立ち向かえるよう事前に準備を行う必要がある。それでも緊急に必要なものは地域薬剤師会を通じて要請すること。

第5章 訓練の実施とマニュアルの改訂

開設者は薬局ごとの防災責任者を設ける

開設者は、各薬局が作成したマニュアルに従い設備を整える

開設者は、年2回(夏・冬)、各薬局に考案した被害想定に基づいた訓練を行わせる

薬局責任者は、訓練で達成できなかった目標を協議し、防災訓練報告書にまとめ開設者へ報告する

薬局責任者は、防災訓練報告書に基づきマニュアルを改訂させる

開設者は、改訂されたマニュアルに基づき、速やかに設備を変更する